

令和4年8月1日
情報・システム研究機構
国立極地研究所規則第72号

最終改正 令和4年8月1日

(設置)

第1条 大学共同利用機関法人情報・システム研究機構国立極地研究所（以下「研究所」という。）に、南極昭和基地大型大気レーダー（以下、PANSY レーダーという。）に関する共同利用観測（以下「PANSY 共同利用観測」という。）を推進するため、南極昭和基地大型大気レーダー共同利用委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(任務)

第2条 委員会は、PANSY 共同利用観測について次に掲げる事項を審議する。

- 一 PANSY 共同利用観測の公募ならびに審査に関すること
- 二 その他必要と認められる事項に関すること

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- 一 所長が指名する副所長
- 二 先端的レーダー研究推進センター長
- 三 南極観測センター長
- 四 情報・システム研究機構データサイエンス共同利用基盤施設極域環境データサイエンスセンター長
- 五 学識経験のある者のうちから、所長が委嘱する者
- 六 研究所の職員のうちから、所長が指名する者

(任期)

第4条 前条第五号及び第六号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第5条 委員会に委員長、副委員長及び幹事を置く。

- 2 委員長は、委員のうちから所長が指名する。
- 3 副委員長は、委員の互選とする。
- 4 幹事は、委員のうちから委員長が指名する。
- 5 委員長は、委員会の会務を総理する。
- 6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

7 幹事は、委員長の命を受け、議事を整理する。

(議事)

第6条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

2 委員会の議事は出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

3 委員長は、必要に応じて、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、立川共通事務部研究推進課において処理する。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

1 この規則は、令和4年8月1日から施行する。

2 この規則の施行によって委嘱または指名された最初の委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、令和6年3月31日までとする。